

改正 平成28年10月5日一部改正

第1章 総則

第1条 この規程は、「学長選考委員会規程」（以下「委員会規程」という。）第14条第3項により制定し、同規程第2条、第6条、第11条及び第12条に基づき、学長選考委員会（以下「委員会」という。）が学長の選考を行い、学長の業務を恒常的に点検・評価し、必要が生じたときには学長の解任の具申を行うことについて定める。

第2章 学長の選考

第2条 学長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出て、委員会が承認し、理事長が受理したとき
- (3) 学長が欠員となって、理事たる副学長を委員会が学長に選任しなかったとき

2 委員会は、前項第1号によるときは任期満了の日から30日前までに選考を終え、同第2号によるときは、やむを得ない場合を除き、その日から30日以内に選考を開始しなければならない。同第3号の場合は、第13条第2項の決定の後30日以内に選考を開始するものとする。

第3条 委員会は学長が欠員となったときには、次のように選任を行う。

- (1) 学長が解任されたことにより欠員となった場合は、委員会規程第13条第1項に基づき、第13条に定める手続きに従い、理事たる副学長の審査を行う。
- (2) 学長の死亡により欠員となった場合は、委員会規程第13条第2項に基づき理事たる副学長を学長に選任する。

第4条 委員会規程第6条に定める選考基準には、本学の置かれた社会的、学内的環境において、学長候補者が提示する意欲的かつ合理的なビジョン及びそれを実現する具体的な方策案などを評価できる基準を含むものとする。

第5条 委員会は、学長の選考を開始するに際し、学長候補者を募る方法を大学ホームページ他に掲載するなど、適切な方法で学内外に公表しなければならない。

2 学長候補者を募る方法を委員会が定めるに際しては、自薦・他薦の立候補者を広く学内及び学外から得ることを可能にすると共に、委員会として候補者を選ぶことも許容するものとする。また、候補者を得るのに十分な時間的余裕をもって手続きを進めなければならない。

第6条 委員会は選考に当たり、公表された選考基準の各項目について、点数化した評価法をとるなど、客観的で公平な審査を行うと共に、学長候補者に対して面接なども行い、多面的な評価ができるよう配慮する。

第7条 学長の選考は、委員会の構成員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 委員長は、理事長に学長選考の結果を選考経過とともに報告する。

第3章 学長の業務執行状況の点検・評価及び解任の具申

第8条 委員会は、委員会規程第11条に基づき、学長の業務執行状況を恒常的に点検・評価する方法と機会を、自ら設定しなければならない。

第9条 前条の目的を果たすため、委員会として必要な調査を行うことができる。

2 調査には、学長を初めとする管理職に必要資料の提出を求めること、並びに管理職を含む本学教職員からの聞き取りをすることなど、委員会が必要と認めるあらゆる措置を含み、学長はこれに協力しなければならない。

3 前々項及び前項の調査を行うに当たって、次に掲げる各号に留意し、客観的で公正な調査を行うことを心懸けなければならない。

- (1) 本学の日常業務の甚だしい妨げになること
- (2) 関係者の個人情報などの侵害になること
- (3) 当事者及び関係者などへの不公平な取り扱いになること

第10条 前条の調査の結果、学長の業務執行について、学則第5条の2第1項において、十分ではないところがあると委員会が認めた場合、学長に必要な勧告をすることができる。

第11条 委員会は、前条の勧告を行った後も学長が十分な成果を達成していないと判断した場合、委員会の構成員の3分の2の賛成を得て、解任相当の意見を理事長に述べることができる。

第12条 委員会は、前条の他にも次の各号の場合、その行為及び様態を判断し、委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得て、解任相当の意見を理事長に述べることができる。

(1) 学園就業規則に反した場合

(2) 国の法律等に反した場合

(3) その他、学長として相応しくない行為があった場合

(4) 学長としての職務が当人の心身に関わる事由で遂行できないと判断される場合。ただし、この第4号の場合は関連の権威ある専門家の所見や意見を得なければならない。

2 委員会は、前項各号の事由を基に解任相当の意見をまとめるに先立ち、学長当人の意見を聞く場を設けなければならない。

第13条 学長が解任された場合、委員会は理事たる副学長を学長に選任するに先立ち、これまでの業務執行状況などについての評価を遅滞なく行う。その結果、理事たる副学長を学長に選任することに特段の支障がないと判断した場合、委員会規程第13条第1項に基づき、その旨理事長に意見を述べる。

2 前項の評価において、学長に選任することに何らかの支障があると判断された場合、理事長の承認を得て、理事たる副学長ではない副学長を学長事務取扱として校務を行わせ、第2条第1項第3号に基づき、直ちに学長の選考を行う。

3 理事たる副学長を学長に選任しない場合は、委員会はその判断の理由を公表しなければならない。

第14条 この規程に定める委員会の事務局は、本学新座キャンパスに置く。委員会に関する事務は、委員長の監督の下に大学事務局長が統括して行う。

第15条 この規程において、委員会は、その職務遂行に必要な細則を定めることができる。

第16条 この規程の最終的解釈は、大学評議会が行う。

第17条 この規程の改正は、委員会の発議に基づき、大学評議会規程第13条第2項により行う。

附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、「跡見学園女子大学学長候補者選挙管理委員会規則」は廃止する。

附 則

この規程は平成28年10月5日より改正実施する。